

高住研キヨタ株式会社埼玉店特定(介護予防)福祉用具販売事業運営規定

(事業の目的)

第1条 高住研キヨタ株式会社が開設する高住研キヨタ株式会社埼玉店特定(介護予防)福祉用具販売事業所(以下「事業所」という。)が行う特定(介護予防)福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態(要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定(介護予防)福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定特定福祉用具販売の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な特定福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

3 指定特定介護予防福祉用具販売の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 高住研キヨタ株式会社埼玉店
- 二 所在地 埼玉県志木市柏町4丁目3番2号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たるものとする。

二 福祉用具専門相談員 福祉用具専門相談員講習会修了者 2名以上

福祉用具専門相談員は、特定(介護予防)福祉用具の選定の援助、取付け、調整、販売の提供に当たる。

三 特定(介護予防)福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこと

四 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。)

二 営業時間 午前9時から午後6時00分までとする。

(指定特定福祉用具販売等の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額)

第6条 指定特定福祉用具販売等の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的に知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- (2) 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- (3) 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- (4) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売(指定特定介護予防福祉用具販売)の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)又は指定特定福祉用具販売(指定特定介護予防福祉用具販売)のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行う。

2 特定福祉用具の品目は、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」に基づく以下のものとする。また、品名ごとの販売費用の額は、別に定める料金表(福祉用具販売カタログ)に記載されている額とする。

- (1)腰掛便座
- (2)自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3)入浴補助用具
- (4)簡易浴槽
- (5)移動用リフトのつり具の部分
- (6)排泄予測支援機器
- (7)スロープ
- (8)歩行器
- (9)歩行補助 つえ

3 通常の事業の実施地域以外の地域で行う指定(介護予防)福祉用具販売に要した交通費並びに特別搬出入費は、あらかじめ利用者またはその家族に対して事前に文書(ご利用のしおり)で説明し、同意を得て、文書に記名押印を受けるものとする。

①交通費 通常の事業の実施地域以外への交通費は1kmにつき100円とする。但し下記地域は除く。

埼玉県 さいたま市全区、戸田市、川越市、ふじみ野市、三芳町、所沢市、春日部市。

東京都 清瀬市、東久留米市、東村山市、西東京市、中野区、杉並区。

②特別搬出入費 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合(階段やエレベーターにて搬出入することが困難でクレーンを使用する場合など)は、その措置に要する実費を請求する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、志木市、富士見市、朝霞市、新座市、和光市、板橋区、練馬区、北区、新宿区、文京区、豊島区とする。

(苦情処理)

第8条 指定福祉用具販売等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定福祉用具サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定福祉用具販売等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定福祉用具販売等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対する指定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(業務継続計画)

第12条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第13条

1. 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。
2. やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後3か月以内

(2)継続研修 年2回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は高住研キヨタ株式会社代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。